

## 『終身がん保険(08)(無配当)』について

### 1. 仕組みおよび特徴

- がん診断給付金** : 被保険者が、がん給付の責任開始期以後に初めてがんと診断確定されたときに、入院給付金日額に診断給付金倍率(0倍または100倍)を乗じた金額のがん診断給付金をお支払いします。(がん診断給付金のお支払いは、保険期間を通して1回のみとします。)
- がん入院給付金** : 被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として病院または診療所に入院したときに、入院給付金日額に入院日数を乗じた金額のがん入院給付金をお支払いします。
- がん手術給付金** : 被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として病院または診療所において手術を受けたときに、入院給付金日額に所定の倍率を乗じたがん手術給付金をお支払いします。
- 退院後療養給付金** : 被保険者が、がん入院給付金のお支払い事由に該当する入院をした後、療養するために退院したときに、入院給付金日額の30倍の退院後療養給付金をお支払いします。ただし、退院後療養給付金がお支払いされることとなった入院の退院日の翌日から60日以内に被保険者が死亡または再入院をした場合は、その日までの日数に入院給付金日額の50%を乗じた金額とします。
- がん死亡保険金** : 被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡したときに、入院給付金日額に保険金倍率(100倍)を乗じた金額のがん死亡保険金をお支払いします。(お支払い事由に該当した時の解約返戻金のがん死亡保険金の金額をこえるときは、解約返戻金額をお支払いします。)
- 死亡給付金** : 被保険者が、がん以外の事由によって死亡したときには、入院給付金日額に死亡給付金倍率(10倍)を乗じた金額の死亡給付金をお支払いします。(お支払い事由に該当した時の解約返戻金が死亡給付金の金額をこえるときは、解約返戻金額をお支払いします。)

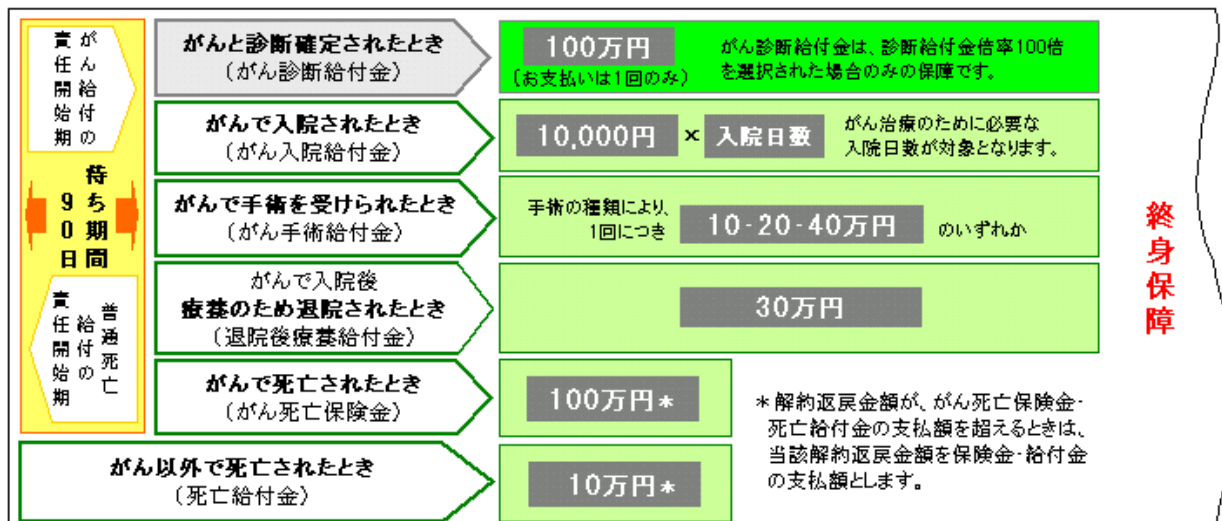
被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したとき、または、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込は免除となります。

がんに関する保障は、死亡給付金の責任開始期からその日を含めて90日(待ち期間)を経過した日の翌日から開始します。

がん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。この場合、がん診断給付金、がん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金ならびにがん死亡保険金のお支払いはありません。

低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込中の解約返戻金は「0」、保険料払込済後の解約返戻金は死亡給付金と同額とします。

## 2. 仕組図



30歳

終身払

< ご契約例 > 保険料は年齢・性別により異なります。

被保険者 30歳男性  
 診断給付金倍率 100倍  
 がん入院給付金日額 10,000円

保険期間 終身  
 保険料払込期間 終身  
 個別扱月払保険料

・低解約返戻金特則を付加しない場合 3,910円  
 ・低解約返戻金特則を付加した場合 2,840円

## 3. 保険料例

終身がん保険(08) (無配当)

がん入院給付金日額 10,000円・個別扱月払保険料

(単位:円)

保険料払込期間	60歳払込済			
	0倍		100倍	
年齢・性別	男性	女性	男性	女性
20歳	2,820	2,280	3,730	3,130
30歳	3,990	3,180	5,340	4,430
40歳	6,370	4,920	8,620	6,910
50歳	13,320	9,600	18,170	13,580

終身払			
0倍		100倍	
男性	女性	男性	女性
2,270	1,770	3,010	2,430
2,920	2,200	3,910	3,060
3,890	2,790	5,270	3,910
5,390	3,480	7,350	4,920

低解約返戻金特則付終身がん保険(08) (無配当)

がん入院給付金日額 10,000円・個別扱月払保険料

(単位:円)

保険料払込期間	60歳払込済			
	0倍		100倍	
年齢・性別	男性	女性	男性	女性
20歳	1,920	1,630	2,520	2,210
30歳	2,920	2,420	3,910	3,360
40歳	5,070	4,020	6,870	5,640
50歳	11,500	8,330	15,720	11,740

終身払			
0倍		100倍	
男性	女性	男性	女性
1,540	1,290	2,020	1,740
2,120	1,720	2,840	2,390
3,090	2,340	4,220	3,290
4,680	3,090	6,450	4,370

上記保険料が2,000円未満のものは保険料例として斜字記載しておりますが、最低保険料(1契約2,000円)を下回っているため、実際のお取扱いはできません。ただし、半年払、年払ではお取扱いが可能です。

以上